

間接オークション導入に関する事業者説明会(H29.6.14)に関連した主な質疑応答

No.	分類	該当頁	質問	回答
1-1	全般	—	エリア内の取引については、エリア間の取引のように卸電力取引市場を介して調達する必要はないとの理解で良いか（エリア内の取引については現状と変わらないという理解で良いか）。	ご認識のとおりです。
1-2	全般	—	市場取引されるのは、太陽光のみとの理解だったが、将来、全電源種別に間接オークションが適用されるのか。	現行の連系線利用に関わるものは、電源種別に拘わらず、全て間接オークションに移行します。電源種別を限定していませんので、ご注意ください。
1-3	全般	—	間接オークションの対象は、既に契約認定を受けている連系線利用計画も対象という理解で良いか。	ご認識のとおりです。 連系線を介して電気を取引する場合は、間接オークションに移行します。
1-4	全般	—	既に先着優先で連系線利用しているものの、経過措置が付与されない連系線利用は、間接オークション導入により、現行では生じ得ないエリア間値差による経済的支出が発生するということか。	ご認識のとおりです。

No.	分類	該当頁	質問	回答
2-1	計画提出	第1部 p15, 第3部 p7~ p10	週間計画まで提出することになる発電販売計画、需要調達計画における販売先、調達先の指定は、間接オークションによりその意味がなくなるのではないか。	現状において、連系線利用計画を基に連系線潮流を想定し、供給区域の供給力、需給状況の確認、作業停止調整を実施しています。また、供給計画では、連系線利用計画を基に連系線を介した供給力や当該年度等の電力潮流図も記載しています。間接オークション導入後では、連系線利用計画がなくなることから、供給力の確認や作業停止調整等を実施するうえで、連系線潮流を想定するための連系線利用計画に替わる計画として、特定契約等に基づくエリア間取引の情報を記載した発電販売計画、需要調達計画を活用することとしています。
3-1	入札・約定	—	間接オークションで取引する場合、売り手および買い手は、前日スポット取引で必ず約定する必要があると考えているが、認識は合っているか。認識があっているとすれば、極端な入札価格を設定することにより市場価格に影響が生じるおそれがあり、問題であると考え（極端に高額な買い札を入れても約定しないことも有り得るので、これも問題であると考え）。また、成行約定のような確実に約定させるための手法について検討しているか。	経過措置については、経過措置の対象となる小売電気事業者が、経過措置計画分を前日スポット市場へ応札し、約定する必要があるが、当該経過措置計画に記載された電気の調達元（発電契約者又は小売電気事業者）は、原則として、同量をスポット市場への入札が必要となります。なお、特定契約に基づく売り手と買い手が必ず紐づく約定は必要ないため、これに関して、成行価格での約定を可能とする仕組みについては検討致しません。
3-2	自社取引の扱い	第2部 p3	広域機関に提出する週間計画までの中で自社内振替としたものは、前日スポット取引において、優先的に約定されるような仕組みになるのか。	自社内振替が、優先的に約定されるような仕組みはありません。自社内振替、特定契約に拘わらず、JEPX への入札に基づき約定処理が行われます。
3-3	託送料金	—	JEPX 約定価格には、託送料金が含まれているのか。	JEPX 約定価格には、託送料金は含まれていません。

No.	分類	該当頁	質問	回答
4-1	通告変更	—	前日スポット取引市場を介するということは、約定結果は随意に変更できないことから、現行の通告変更ができなくなるということか。	ご認識のとおりです。 現行の前日スポット取引市場と同様に、約定後に約定量を変更することはできません。 前日スポット取引約定後に同時同量を達成するためには、1時間前市場の活用、あるいはエリア内での電源出力の増発・抑制、エリア内での他者との取引等で対応いただく必要がございます。
4-2	1時間前取引	第1部 p12	前日スポット取引の約定後に、例えばAエリアで供給力が不足し、Bエリアで自社電源に余力がある場合、連系線を介して送電するためには、1時間前市場のザラバ取引で受け渡すと考えているが、認識はあっているか。 その際に売買を同時に入れることは、問題ないか。	ご指摘のザラバ取引を活用すればスポット取引約定後も社内取引による電気の受け渡しは可能です。ただし、ザラバ取引は、約定の前に連系線の可否判定が行われるので、約定できない可能性があることにも留意が必要です。また、その際に売買を同時に入れることは問題にならないと考えられます。なお、スポット取引約定後の供給力不足への対応については、ザラバ取引での自社電源の活用以外にも、例えば、ザラバ取引を利用した他社電源の活用といった方法等も考えられます。
5-1	市場監視	—	現在の旧一般電気事業者が限界費用での入札を自主的取り組みで行っているのと同様な市場価格となるかなど、メリットオーダーの適正性をどうやって担保していくのか。	旧一般電気事業者9社は、余剰電力を限界費用ベースで市場へ供出する自主的取組を実施しており、JEPXに加え、電力・ガス取引監視等委員会が実施状況をモニタリング監視しています。
5-2	市場監視	—	市場支配力が高い事業者においては、市場価格の吊り上げのため、販売量を抑制する行動も考えられるのではないか。	旧一般電気事業者9社は、余剰電力を限界費用ベースで市場へ供出する自主的取組を実施しており、JEPXに加え、電力・ガス取引監視等委員会が実施状況をモニタリング監視しています。 また、卸電力市場における不公正な取引については、経済産業省と公正取引委員会が連名で公表している「適正な電力取引についての指針」で整理が行われており、同指針に記載された行為の有無については、JEPXに加え、電力・ガス取引監視等委員会が監視しています。

No.	分類	該当頁	質問	回答
6-1	混雑処理	第3部 p11	取引約定後に運用容量が低下する場合などで発生しうる混雑処理について、前日スポット取引約定分と1時間前取引約定分を同順位として按分抑制処理を行うとのことだが、抑制量をどのように事業者に割り振るのか（混雑に関係するエリアの売り約定者・買い約定者全員を抑制するのか。週間計画までは特定する取引先エリアの情報を考慮して決めるのか）。	当該連系線の混雑処理の対象となった売り・買いの約定を行った全ての事業者に対し、当該約定量に応じた按分抑制処理を行います。
6-2	混雑処理	第3部 p15	前日スポット取引約定後に混雑処理があった場合、需要調達計画等の計画の再提出は必要か。	広域機関からの混雑処理結果通知に従い、前日スポット取引・1時間前取引に係わる販売量・調達量を修正し、需要調達計画等を再提出していただく必要があります。
6-3	混雑処理	第3部 p11	第3部p11の図で1時間前取引約定分にも混雑処理が生じているが、この混雑処理▲400が生じた場合、事業者が計画値同時同量を達成するために400を補う手段はどのような手段が考えられるか。全てインバランス対応となるのか。	混雑処理により抑制された供給力の代替調達手段としては、ゲートクローズ前において別途新たに1時間前取引の活用、エリア内での電源調達（自社電源の焚き増しを含む）などが考えられます。
6-4	混雑処理	第3部 p11	混雑処理が発生した場合に連系線の計画潮流は抑制されるが、この時、JEPXの約定結果はどういう扱いになるのか。	現在、JEPXでの規定は特段設けておらず、JEPX側の約定結果は変更されません。

No.	分類	該当頁	質問	回答
6-5	混雑処理	第3部 p11	連系線の計画潮流の混雑処理が行われ、需要調達計画等で JEPX との販売量・調達量を減少させたとしても、JEPX による前日スポット取引、1時間前取引の約定結果は変更されずそのままとなると、その差分について、JEPX での扱いはどうなるのか。	ご質問の場合、例えば、前日スポット取引・1時間前取引で買い約定された事業者は、混雑処理により抑制された量について、電気が受け渡されないものの、約定代金は支払うことになります。
6-6	混雑処理 / 長期固定 電源	第1部 p10	連系線の混雑処理について、優先的に約定されている長期固定電源や電制電源というものは、混雑処理においては後順位の抑制となるのか。	連系線の混雑処理において、長期固定電源や電制電源であっても、他の約定と同順位で按分抑制されます。 ただし、長期固定電源を含むバランスグループが同時同量を達成できない場合であっても、当該連系線を介した約定分について按分抑制された量について、同時同量を達成するために努力を行うことを前提に、余剰インバランスを許容するものとしています。（説明会資料第1部p8参照）。
6-7	混雑処理 / 長期固定 電源	第1部 p7	長期固定電源に係る計画潮流が混雑処理の対象となった場合、実際に混雑処理するのか、それとも混雑処理せずに再給電で対応するのか。	長期固定電源に係る計画潮流も混雑処理の対象となれば抑制されません。 ただし、長期固定電源を含むバランスグループが同時同量を達成できない場合であっても、当該連系線を介した約定分について按分抑制された量について、同時同量を達成するために努力を行うことを前提に、余剰インバランスを許容するものとしています。（説明会資料第1部p8参照）。

No.	分類	該当頁	質問	回答
7-1	承認電源 /FIT	第1部 p7	承認電源等のうち長期固定電源には、地熱バイナリー発電、小水力発電は含まれるとの認識でよいか。 また、FIT 電源であっても、長期固定電源であれば承認電源等の対象となるとの認識でよいか。	ご認識のとおりです。
8-1	取引単位	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前日スポット取引の取引単位でない既存契約があるが、前日スポット取引の取引単位の見直し等は検討されているか。</li> <li>・ 前日スポット取引の取引単位が 1MW (500kWh/30分) 刻みのため、相対契約継続には契約の受給電力を 1MW へ変更する必要があるのか。その場合、下記の例示の発電余力の 200kW は有効活用できないこととなるのか。</li> </ul> <p>例：発電事業者Aと事業者Bが、事業者Bによる連系線容量確保を前提に卸相対契約を締結済み。発電事業者AはエリアAに発電設備を1つのみ保有し、その送電端電力(系統の受電電力)は 1200kW であった場合。</p>	前日スポット取引の取引単位については、今後検討していきます。 現行でも、取引単位に満たない供給力・需要等は、バランシンググループを形成することで、有効活用ないし影響軽減が図られていると考えています。
8-2	取引手数料	—	連系線利用ルール変更に伴い、売り手ならびに買い手は、取引手数料の負担が増えることになる。 制度変更によって生じる負担なので、事業者負担軽減の観点から、取引手数料免除等の措置を講じていただけないか。	取引参加者の負担軽減は今後検討していきます。

No.	分類	該当頁	質問	回答
8-3	1 時間前取引の手数料	第2部	<p>通告変更の削除に伴い、前日スポット取引約定後にエリア間で融通を行いたい場合は、1 時間前取引でエリア間売買を行う必要があると理解している。</p> <p>これまで無償だったエリア間融通に、コスト（1 時間前取引の手数料）がかかることになるが、減免策は検討しているか。</p>	手数料についての負担軽減は、今後検討していきます。
8-4	取引所精算	—	<p>現行の電力受給契約では、通常、受給対象月の翌月末に電力購入代金を支払うが、間接オークション導入後は、市場取引の買い手として、日々JEPXに卸電力購入代金を支払うことになる。</p> <p>この電力購入代金支払い時期の現行との時間差によるキャッシュ不足を解消するため金融機関等からの融資が必要で、新たに金利分のコストが発生する。制度変更によって生じるコストなので、事業者負担軽減の観点から、JEPX の卸電力購入代金も、翌月末払いなどの措置を講じて欲しい。</p>	取引参加者の負担軽減は今後検討していきます。
8-5	取引所預託金	—	<p>連系線利用ルール変更に伴い、買い手は預託金を積み増す必要が新たに生じ、買い手にとっては大きな負担となる。制度変更によって生じる負担なので、事業者負担軽減の観点から、預託金免除等の措置を講じて欲しい。</p>	取引参加者の負担軽減は今後検討していきます。

No.	分類	該当頁	質問	回答
9-1	スケジュール	第3部 p21	間接オークション導入に向け、契約の協議を進める必要がある。システム開発状況の結果、その導入が突然3か月後などと言われても困る。今回の制度変更は、取引方法を一気に変えなければならず、その切替時期を「なるべく早くお知らせします。」では対応が厳しい。	ご指摘の点については十分に認識しております。 平成29年6月29日開催の「地域間連系線の利用ルール等に関する検討会」にて、システム開発状況及び導入目途時期について説明させていただきましたので、検討会資料を参照願います。(当機関WEBサイト参照)
9-2	スケジュール	第3部 p21	広域機関のシステム開発に加えて利用者側のシステム開発もしなければならない。両方とも準備できなければスタートしづらいが、そこは考慮されるのか。	平成28年4月の計画値同時同量が始まる際に多大なる混乱を与えたことについて、反省をしております。事前説明会を早めに行い、事業者側のシステム準備期間も十分に考慮致します。
10-1	経過措置	第1部 p9	経過措置対象は、何故、平成28年度利用計画として登録された長期連系線利用計画値なのか(何故、平成29年度利用計画や間接オークション導入日前日までに登録された連系線利用計画ではないのか)。	連系線利用について、間接オークション導入を見越した駆け込みの登録を防止するという主旨に鑑み、平成28年3月11日以降、新規登録や増加変更の容量登録は受付停止しています。経過措置の対象については、発電所の投資回収期間は、一般的に長期間に及ぶという特徴を有することを背景としつつ、事業者が10年間の供給計画を策定し、10年間の連系線利用登録を行っている事実を鑑み、また、間接オークションの導入時期を鑑み、経過措置は平成28年度の長期連系線利用計画値を対象にしております。
10-2	経過措置	第1部 p9	発電側と小売側が同じ事業者であっても、経過措置は与えられるのか。	同一事業者間の連系線利用計画も経過措置対象となります。

No.	分類	該当頁	質問	回答
10-3	経過措置	第2部 p3, 4	p3の自社内振替供給において市場分断が生じた場合にも、 p4のイメージのように経過措置の補填がいただけるという理解でよいか。 (A社が経過措置を受けられる条件が前提として)	ご認識のとおりです。 経過措置を受けられる条件を満たしているのであれば、自社取引であっても、経過措置による精算を受けられます。
10-4	経過措置	第2部	JEPXの取引会員を発電事業者として登録しているが、経過措置を受けるためには小売電気事業者としての登録が必要か。	具体的な対応については、次回の説明会において詳細な説明をさせていただきます予定です。
10-5	経過措置 /計画提出	第3部 p13	経過措置計画の30分48コマとも、平成28年度利用計画として登録された長期連系線利用計画値と同じ値であり、減少する必要がなくても、改めて、30分48コマに展開した経過措置計画の提出が必要か。	長期利用計画として登録された値から減少変更が必要ない場合には、改めて、経過措置計画を提出していただく必要はありません。広域機関システム側で、30分48コマに展開します。
10-6	経過措置 /計画提出	第3部 p18	連系線利用計画マスターについて、「経過措置対象とならない連系線利用マスターは当機関にて廃止処理を行います・・・」とあるが、平成28年度長期利用計画を0値として登録したものは、経過措置対象とならない連系線利用マスターに該当し廃止処理が行われるという認識でよいか。 仮に、廃止処理がされない場合は、経過措置計画提出の際は0値での提出が必要か。	平成28年度利用計画として登録された長期連系線利用計画値が0値の場合、当機関にて廃止処理を行うか否かは今後検討の上で決定いたしますが、廃止処理がなされない場合であっても計画提出(0値の提出)は不要です。

No.	分類	該当頁	質問	回答
10-7	経過措置 /計画提出	第3部 p13	経過措置計画について、計画値の更新は減少更新のみ可となっているが、一度減少させたとしても、前々日 12 時の提出期限までであれば、平成 28 年度連系線利用計画における長期計画の値まで戻せるか（増加させられるか）。 例）・長期連系線計画：100kW ・経過措置計画： 間接オークション導入時は 100kW ⇒前々週に 25kWh (50kW×0.5h) ⇒前々日 12 時まで、 50kWh (100kW×0.5h) は可能か。	ご認識のとおりです。
10-8	経過措置 /計画提出	第2部 p9 第3部 p13	経過措置計画に変更が生じた場合には速やかに再提出するようにと説明があった。提出期限の前々日 12 時の後、いつまでであれば、再提出は受け付けてもらえるのか。	経過措置計画の提出期限は、前々日 12 時です。前々日 12 時以降は、経過措置計画の提出を受付けません。 「変更が生じた場合」の趣旨は、説明会資料第2部p9の「経過措置計画（＝連系線利用計画）のもととなる電力受給契約が変更された場合には、速やかに経過措置計画も変更すること。」に関するものであり、日々提出期限を迎える経過措置計画の提出についての説明ではありません。
10-9	経過措置 /計画提出	第3部 p15	経過措置の減少処理（連系線利用計画の混雑処理に相当）に関して、前々日に計画を出して、前日スポット取引までに混雑が発生し、事業者が減少処理通知を受け取った場合は、事業者自らが経過措置計画を書換え再提出する必要があるのか。	経過措置計画の減少処理があった場合でも、経過措置計画の再提出は不要です。減少処理にて通知された計画値が広域機関システムへ登録されます。

No.	分類	該当頁	質問	回答
10-10	経過措置 /入札要否	第1部 p9 第2部 p7, 8	経過措置計画を提出しさえすれば、必要に応じて実施される減少処理（≡混雑処理）後の値で、計画潮流に登録されるのか。	経過措置計画は、エリア間値差を精算するための仕組みです。したがって、経過措置計画を提出されても、計画潮流に登録されることはありません。
10-11	経過措置 /入札要否	第1部 p9 第2部 p7, 8	前々日 12 時に、受電側事業者が経過措置計画を提出したあと、前日スポット取引で、送電側は売り注文、受電側は買い注文する必要があるのか。それとも、経過措置計画を提出するだけよいのか。	電力取引については、経過措置の対象となる小売電気事業者が、経過措置計画分を前日スポット市場へ応札し、約定する必要がある、当該経過措置計画に記載された電気の調達元（発電契約者又は小売電気事業者）は、原則として、同量をスポット市場への入札が必要となります。

No.	分類	該当頁	質問	回答
10-12	経過措置 /適用条件	第1部 p9 第2部 p7, 8	<p>経過措置の適用条件の趣旨で、地域間連系線の利用ルール等に関する検討会の平成28年度中間取りまとめのp28に、「・当該経過措置計画に記載された電気の調達元（発電契約者又は小売事業者）が、同量をスポット市場に応札した場合に、」とある。</p> <p>質問：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気の調達元となる事業者Aに「他エリアの取引先Cからの調達（もしくは電源トラブルにより、事業者Bへの販売量確保を目的としたスポット市場調達）」が存在する場合『同量をスポット市場に応札できない』状況が考えられるが、こういったケースでも問題なく経過措置を適用いただけると考えて良いか。事業者A→事業者Bの量をX、事業者C→事業者Aの量をYとした場合、Aの応札は（X-Y）となる。</li> <li>・上記に加え、事業者CとAが同一の場合、FIT電源の特例制度も同時に適用できるとの認識でよいか。</li> </ul>	<p>エリアAで事業者AがY以上の買い約定が必要かつX以上の売り入札量が必要となります。</p> <p>複数のユーザーを利用することにより上記は実現可能となります。</p> <p>なお、間接オークション導入後において、FIT制度をどのように適用し、激変緩和措置の適用の可否をどのように確認するかなどにつきましては、現在、国及び関係機関において検討中であると認識しています。</p>

No.	分類	該当頁	質問	回答
10-13	経過措置 /適用条件	第2部 p7	経過措置について、買い約定が経過措置計画の値をわずかでも下回ったら経過措置を一切受けられないという設計の理由は何か。	経過措置の目的は、将来、発電所への投資を行おうとする者への投資意欲を維持し、今後とも適切に発電所への投資が行われるような環境を整備することであり、経過措置対象者が、経過措置期間中、間接オークションの仕組みの下、結果として、従来と等価な特定契約を締結できるような措置を講ずることとし、経過措置計画の量を約定する等の条件でエリア間値差の相当分を JEPX との間で精算すると整理しています。これは、蓋然性の高い経過措置計画を提出するインセンティブとするためです。
10-14	経過措置 /適用条件	第2部 p7	買い約定について、経過措置計画に対し前日スポット取引での約定量が不足する場合は、1時間前取引で追加約定すればよいのか。	経過措置は、JEPX のスポット市場におけるエリア間値差の相当分を精算するものです。これに対し、1時間前取引は値差が発生しません。経過措置は、原則、経過措置計画どおりに行われた約定に対して適用されるものとしており、1時間前取引で追加して買い約定しても、経過措置の精算は受けられないこととなります。
10-15	経過措置 /適用条件	第1部 p9	経過措置を受けられる条件として、送電側は（約定量ではなく）入札量で判断ということだが、現在、発電トラブルが起きた際に発電側（送電側）で電気を調達し、その調達した電気を販売するという契約があり、経過措置を受けようとする際、同様の行為は可能か。  もしくは、発電トラブルが起きた際には、発電側（送電側）が、絶対約定しない価格で入札しても経過措置を受けられるのか。	正当な理由がなく、送電側の入札量が、経過措置計画未滿となる場合は、経過措置を停止する等の措置をとることとなります。この場合の「正当な理由」とは、例えば前々日から前日にかけての発電機トラブル等が想定されます。経過措置は、事業者に対して支払われるものであり、発電機を特定しているものではありません。また、経過措置は、同一事業者がスポット市場を介して異なるエリア間で売り買いをする自己約定の場合を除き、特定契約の締結が前提となっており、経過措置を不適切に利用した場合、経過措置が停止される可能性があります。

No.	分類	該当頁	質問	回答
10-16	経過措置 /入札・約 定	—	第1部p9で、経過措置について、「エリア間値差による追加費用が発生した場合は当該額の補填を受ける」と記載されているが、長期固定電源のように優先約定させることは可能か。	経過措置は、市場取引における成行約定を行うものではありません。
10-17	経過措置 /入札・約 定	—	受電側（買いエリア側）は、経過措置計画に記載した電力量を前日スポット取引で買い約定させたいと考えた場合、（買いエリア内の）限界可変費よりも高い単価で買い注文を出し、その結果、前日スポット取引のシステムプライスが上がってしまうと考えられるが、（買いエリア内の）限界可変費よりも高い単価で買い注文を出すことは問題ないか。	経過措置計画の有無に拘わらず、買いエリアの事業者は、必要な供給力確保の観点で適正な価格を考慮した結果として、買いエリア内の限界可変費よりも高い単価の買い入札行動を行うこととなっても、問題があるとは言えないと考えられます。
10-18	経過措置 /入札・約 定	第1部 p9 第2部 p7	経過措置を受け取るためには買い側約定が必要との説明であるが、夏季の需給ひっ迫時等、買い側エリアの約定価格が非常に高くなり買い側約定が出来なかった場合、エリア外に持つ価格の安い自社電源を経過措置で活用できなくなる。買い約定を経過措置の受け取り条件とすることはいかなものか。	買い約定がなされていない場合、当該電源の電気の売買は成立しておらず、連系線を利用しているとは解されないため、当該条件を設定しています。

No.	分類	該当頁	質問	回答
10-19	経過措置 /入札・約 定	第2部 p8	経過措置が①「九州→東京で4000kWh(8MW)」 と②「東京→北海道2000kWh(4MW)」の状況 で、九州売り約定8MW、東京で買い約定8MW・ 売り約定4MW、北海道で買い約定4MWの場合、 東京での需要調達計画の前日スポット取引の記載 は、調達と販売の双方に記載できないため、買い・ 売り相殺して、調達2000kWh(4MW)と記載す るのか。	需要調達計画における前日スポット取引の記載は、 調達と販売の双方ともに記載できます。 ご質問の例での東京エリアの需要調達計画にお ける前日スポット取引では、調達4000kWh(8MW)、 販売2000kWh(4MW)と記載していただくこと になります。
10-20	経過措置 /混雑処 理	第1部 p10	市場約定後に連系線の運用容量低下により、混 雑が発生した場合、混雑処理の順番は、前日ス ポット市場約定分の前に、まず「①1時間前市 場約定分」、次に「②現行の連系線利用計画か ら移行した経過措置計画分」が混雑処理を受け るのか。	前日スポット取引約定分と1時間前取引約定分 を含めて、市場約定分は全て同順位とし、混 雑処理します。
10-21	経過措置 /計画の 蓋然性の 確認	第1部 p9	経過措置の管理において、“経過措置計画の中 身”について、“計画値には、現行ルールと同 様の「計画の蓋然性」を求める”と整理されて いるが、「計画の蓋然性」の確認は、誰がどの ように行うのか。	経過措置計画の蓋然性の確認については、広 域機関がJEPXから経過措置計画に係る入札 実績のデータを入手し、当該入手データと経 過措置計画を照合することで行います。
11-1	間接的送 電権等	—	エリア間値差を精算するための金融的送電権 (以下、FTR)は、JEPXがその販売と支払い を行うのか。FTRによりエリア間値差を精算 する原資は、JEPXにプールされている市場 間約定代金差額となるのか。	エリア間値差を精算するための仕組みは、 FTRではなく「間接的送電権等」として、 JEPXの前日スポット取引における電力の 購入・販売代金の調整を受けられるメカニ ズムに対する対価と位置づけ、今後検討 する予定です。

No.	分類	該当頁	質問	回答
11-2	エリア間 値差の扱 い (2社協 議)	第2部 p2, 4	A社とB社の契約にて、市場が分断していない場合はp2、分断時はp4の状態となりますが、そもそも経過措置を受けていない(H28年度連系線利用計画の登録がない)場合で市場の結果としてp4の状態となったときは、B社はイメージ図に記載のある経過措置6円/kWhを得ることが出来ず、6円/kWhの支出が生じると解釈した。 B社がエリア間値差による支出について、A社の間で交わす特定契約でこの支出の負担割合等を規定・協議するのは事業者間の任意という理解でよいでしょうか。	特定契約において、エリア間値差が発生した場合の取扱いをどのように規定するかは、事業者間の協議によるものと考えますが、総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 第9回制度検討作業部会で整理された既存契約見直し指針も参照ください。
12-1	計画策定 プロセス	第1部 p18 p19	計画策定プロセスを撤廃するとのことだが、仮に増強となった場合の容量策定はどうなっていくのか。	連系線増強の計画策定プロセスを撤廃するものではありません。 連系線増強の計画策定プロセスの複数ある検討開始要件のうち、連系線の長期計画及び年間計画における空容量による開始要件を削除します。 なお、間接オークション導入後に、混雑費用の実績等を評価の上、改めて検討開始要件を定めることとしています。
13-1	特定負担 の 連系線の 扱い	第1部 p18	1. 連系線増強に際し、発電事業者は応募電源の利用容量に応じた負担(特定負担)をしている。よって連系線容量のうち、費用負担した容量については各発電事業者が占有できるという認識を持っているが相違ないか。 2. 連系線増強にあたり1.で述べた発電事業者の応募容量の他に空容量が生じるが、この空容量は間接オークションの対象となるのか。	特定負担者に対しては、その増強に応じ、一定期間、特定負担者でないものと比較して特別な取扱いを行うものとし、その具体的な在り方は、他制度との整合性をふまえつつ、地域間連系線の利用ルール等に関する検討会(平成29年9月に「地域間連系線及び地内送電系統の利用ルール等に関する検討会」へ名称変更)等で引続き検討を行うこととしております。なお、増強容量のうち、一般負担分の容量については特定の電源に帰属するものではないことから、間接オークション用途等へ振り分けられる見込みです。

No.	分類	該当頁	質問	回答
14-1	作業停止 計画の調 整	第1部 p6	第1部p6の下から2つめの矢じり「作業停止調整の考慮事項等の見直し」とは具体的に何を示すのか。	間接オークション導入により、潮流予測の不確実性が増すことから、送配電等業務指針第244条第1項本文について、第1号から第6号に掲げる事項を優先することがある旨を明確化、及び第8号を「市場分断の回避」に変更したものととなります。
15-1	他制度と の関係 /ベースロ ード電源 市場	—	ベースロード電源市場で約定後、スポット市場に再投入したが、市場分断により約定しなかった場合、現物の受け渡しは発生しないと認識しているが、この場合でも金銭授受（ベースロード約定価格－システム価格）は発生するのか。	ベースロード電源市場については、現在、国で検討されています。
15-2	他制度と の関係 /ベースロ ード電源 市場	—	市場分断が発生した場合、エリア内で需給曲線を引くことになると思うが、ベースロード電源市場で約定した商品をスポット市場に再投入する際の投入価格はいくらになるのか（ベースロード電源市場での約定価格や0円/kWhでの投入など）。	ベースロード電源市場については、現在、国で検討されています。

No.	分類	該当頁	質問	回答
15-3	他制度との関係 /ベースロード電源市場	—	<p>間接オークション（ベースロード電源市場）導入後に市場分断が発生した場合、以下の商品の約定処理及び混雑処理はどのようになるでしょうか（優先順位、約定量。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• ベースロード電源市場約定分</li> <li>• 先渡し市場約定分</li> <li>• FIT 送配電買取分</li> <li>• 長期固定電源</li> <li>• 電制電源等の運用容量拡大に資する電源</li> <li>• TSO 間融通分</li> <li>• 上記以外の取引分（前日スポット取引、1 時間前取引）</li> </ul>	<p>ベースロード電源市場については、現在、国で検討されています。約定処理及び混雑処理につきましては、ベースロード市場の検討結果や他の制度との整合を踏まえた対応になるものと考えます。</p>
15-4	他制度との関係 /自己託送	第 2 部 p6	<p>取引所との契約が無い事業者は、取引所との契約がある事業者に取引を依頼できるとある。これは、自己託送を行いたい事業者に対しても、取引所の契約がある事業者が、その取引を代行しても良い制度であるか。</p>	<p>自己託送の扱いに関しては国に相談している状況です。</p>
15-5	他制度との関係 /自己託送	—	<p>自己託送による自社振替供給についても、間接オークションにより販売電力の扱いとなるのか。</p>	<p>自己託送の扱いに関しては国に相談している状況です。</p>
15-6	他制度との関係 /FIT	第 2 部 p9 第 3 部 p13	<p>FIT 特例制度①の発電計画は前々日 16 時に確定するが、前々日 12 時が提出期限となっている経過措置計画には、どのような値を入力すればよいか。</p>	<p>平成 28 年度利用計画として登録された長期連系線利用計画値の範囲で、週間計画などに基づき、蓋然性のある販売計画と整合した値を入力していただく必要があります。</p>

No.	分類	該当頁	質問	回答
15-7	他制度との関係 /FIT	—	<p>間接オークション導入後も、現状と同等のFIT制度の交付金の受領、激変緩和措置の適用がなされ、電源構成への反映が可能と考えて良いか。</p> <p>現状：エリアAのFIT発電（発調契約）をエリアBの需要BGに直接紐づけることで、小売事業者は「FIT交付金受領」「激変緩和措置の適用」「電源構成への反映」がなされている。</p> <p>制度変更の影響：エリアBでの需要BGにおける調達計画では「JEPXから調達」としか記載できないため、FIT発電からの調達が証明できなくなる。</p>	<p>間接オークション導入後において、FIT制度をどのように適用し、激変緩和措置の適用の可否をどのように確認するかなどにつきましては、現在、国及び関係機関において検討中であると認識しています。</p>

以上